

社会福祉法人周南市社会福祉事業団  
特定処遇改善手当の支給に関する規程

令和2年3月13日  
規程 第5号

改正 令和6年6月5日規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人周南市社会福祉事業団職員給与規則（以下「給与規則」という。）第27条の規定による特定処遇改善手当の支給について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 特定処遇改善手当の支給を受けることができる者は、3月1日（以下「基準日」という。）に在籍する職員のうち次の各号に掲げる者とする。

- (1) 特別養護老人ホームつづみ園に勤務する介護職員であって、介護福祉士の資格を有し、社会福祉法人周南市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）での介護業務従事期間が、基準日において通算10年以上の者。
- (2) 特別養護老人ホームつづみ園に勤務する介護職員であって、介護福祉士の資格を有していない者、又は事業団での介護業務従事期間が、基準日において通算10年未満の者。
- (3) つづみ園デイサービスセンターに勤務する介護職員であって、介護福祉士の資格を有し、事業団での介護業務従事期間が、基準日において通算10年以上の者。
- (4) つづみ園デイサービスセンターに勤務する介護職員であって、介護福祉士の資格を有していない者、又は事業団での介護業務従事期間が、基準日において通算10年未満の者。
- (5) 周南市須金老人デイサービスセンター及び周南市大津島老人デイサービスセンターに勤務する介護職員であって、介護福祉士の資格を有し、事業団での介護業務従事期間が、基準日において通算10年以上の者。
- (6) 周南市須金老人デイサービスセンター及び周南市大津島老人デイサービスセンターに勤務する介護職員であって、介護福祉士の資格を有していない者、又は事業団での介護業務従事期間が、基準日において通算10年未満の者。

(支給額)

第3条 特定処遇改善手当の額は、特定処遇改善手当基礎額（以下「基礎額」という。）に別表1に掲げる特定処遇改善手当支給対象職員の区分ごとに定めた割合を乗じて得た額に、基準日以前11か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| (1) 11か月        | 100分の 100 |
| (2) 9か月以上11か月未満 | 100分の 80  |
| (3) 5か月以上9か月未満  | 100分の 60  |
| (4) 2か月以上5か月未満  | 100分の 30  |
| (5) 2か月未満       | 100分の 15  |

2 前項の基礎額は、基準日の属する会計年度における介護職員等処遇改善加算の取得見

込み額の 1000 分の 193 を、別表 2 に掲げる特定処遇改善手当支給対象職員の区分ごとに定めた割合を乗じて得た数の総数で除して得た額とする。

(支給日)

第4条 特定処遇改善手当の支給日は、基準日の属する月の末日（当日が事業団職員就業規則第 36 条に規定する休日に当たるときは、その日の前においてその日に最も近い休日以外の日）とする。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、特定処遇改善手当の支給について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和 2 年 3 月 13 日から施行し、令和 1 年 10 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 令和 2 年 3 月 31 日までに支給する特定処遇改善手当に関する第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項中「11 か月以内」とあるのは「5 か月以内」とし、同項第 1 号から第 5 号までは次のとおりとする。

(1) 5 か月	100 分の 100
(2) 4 か月以上 5 か月未満	100 分の 80
(3) 2 か月以上 4 か月未満	100 分の 60
(4) 2 か月未満	100 分の 30

附 則（令和 6 年 6 月 5 日規程第 1 号）

(施行期日等)

1 この規程は、令和 6 年 6 月 5 日から施行する。

2 この規程による改正後の社会福祉法人周南市社会福祉事業団特定処遇改善手当の支給に関する規程の規定は、令和 6 年 6 月 1 日から適用する。

別表 1  
特定処遇改善手当支給乗率表

施設区分	職員区分	支給乗率
特別養護老人ホーム つづみ園	介護福祉士資格を有し、事業団での介護業務従事期間が10年以上の者	28.8
	介護福祉士資格を有していない者、又は事業団での介護業務従事期間が10年未満の者	14.4
つづみ園 デイサービスセンター	介護福祉士資格を有し、事業団での介護業務従事期間が10年以上の者	14.4
	介護福祉士資格を有していない者、又は事業団での介護業務従事期間が10年未満の者	7.2
須金 デイサービスセンター 大津島 デイサービスセンター	介護福祉士資格を有し、事業団での介護業務従事期間が10年以上の者	7.2
	介護福祉士資格を有していない者、又は事業団での介護業務従事期間が10年未満の者	3.6

別表2  
特定処遇改善手当基礎額算定乗率

施設区分	職員区分	基礎額 算定乗率
特別養護老人ホーム つづみ園	介護福祉士資格を有し、事業団での介護業務従事期間が10年以上の者	32
	介護福祉士資格を有していない者、又は事業団での介護業務従事期間が10年未満の者	16
つづみ園 デイサービスセンター	介護福祉士資格を有し、事業団での介護業務従事期間が10年以上の者	16
	介護福祉士資格を有していない者、又は事業団での介護業務従事期間が10年未満の者	8
須金 デイサービスセンター 大津島 デイサービスセンター	介護福祉士資格を有し、事業団での介護業務従事期間が10年以上の者	8
	介護福祉士資格を有していない者、又は事業団での介護業務従事期間が10年未満の者	4